

令和7年9月25日

委員 各位

検討会運営事務局

## 令和7年度第4回魚介類の名称のガイドライン改正案（貝類）検討会の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本検討会に参加・協力頂き誠に有難うございます。

さて、前回の検討会にて予めご了承頂いたとおり、第4回 魚介類の名称のガイドライン改正案検討会は書面による決議をもって検討会を実施することと致します。

つきましては、ご多用中、誠に恐縮に存じますが、下記「議題事項」につき、同意いただける場合は別紙「同意書」にご署名のうえ、メール添付 または FAX 03-3249-9388にて令和7年10月2日までにご返信下さいますようお願い申し上げます。

併せて、本検討につきましては、委員より別紙のとおり御意見が提出されており、併せて消費者庁から見解が示されていますことを申し添えます。

敬具

記

議 題

- (1) 貝類に係る魚介類の名称のガイドライン改正案について

以上

令和7年度魚介類の名称のガイドライン改正案検討に係る意見及び消費者庁の見解

【照屋委員意見】

・魚介類の名称のガイドライン改正案において、令和7年度第3回検討会までに、*Mytilus chilensis* の標準和名は「チリイガイ」であるとの見解を示しましたが、改めて既往知見を精査したところ、研究者間で一般化されている *M. chilensis* の標準和名は無いと判断しました。本検討会における水産食品衛生協議会（以下、水衛協とする。）の改正案では *M. chilensis* の流通名としては「チリイガイ」が用いられているとのことであり、*M. chilensis* に標準和名が無くとも、その一般的名称例として「チリイガイ」を用いることは問題無いと思慮されます。また、検討会において *M. chilensis* の名称として「チリイガイ」を用いることに異論はなかったことから、本ガイドライン改正案としては、*M. chilensis* の標準和名は記載せず、一般的名称例に「チリイガイ」及び「ムールガイ」を記載する水衛協の当初の要望に従った改正案が妥当であると結論づけました。

【消費者庁見解】

・照屋委員の指摘に従い、改正案における *Mytilus chilensis* の標準和名及び一般的名称例を修正いたします。